

議案第 4 1 号

三田市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

三田市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市武庫が丘八丁目

氏 名 ^{うえ} 上 ^だ 田 ^よ 与 ^{きち} 吉 ^{ろう} 郎

平成 23 年 6 月 27 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

（提案理由）

平成 23 年 6 月 26 日付をもって、三田市固定資産評価審査委員会委員 上田与吉郎氏の任期が満了したので、後任委員を選任する必要があるため。

（参考）

三田市固定資産評価審査委員会委員一覧表

氏 名	選 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
中山 健一	平成 20 年 11 月 5 日	平成 23 年 11 月 4 日
森川 憲二	平成 21 年 7 月 1 日	平成 24 年 6 月 30 日

地方税法

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で

定める。

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
- 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。